

# 上ノ国町地域防災計画及び 上ノ国町水防計画改正の 見直しのポイント

令和3年2月 上ノ国町防災会議

# 上ノ国町地域防災計画〔令和2年度〕の改正について（見直しのポイント）

## 《修正の目的》

近年頻発している災害からの教訓を踏まえ、国では、災害対策基本法の一部改正、防災基本計画の見直し、北海道においてもこれらに基づく北海道地域防災計画の修正が行われました。このことから、国や北海道の計画との整合を図り、防災対策の充実強化を目的に上ノ国町地域防災計画の修正を行うものです。

## 1. 上位計画の改正・見直しへの対応

- 上ノ国町地域防災計画に関連する主な上位計画等は、現行計画（H27.3）を修正以降、下記のとおり改訂が行われており、この度の修正では、これら上位計画の改訂を反映した内容としました。

災害対策基本法	防災基本計画	北海道地域防災計画
平成26年（11月）	平成26年（11月）	平成27年6月：放置車両対策、住民等への情報伝達手段の多様化等
平成27年（7月）	平成27年（3月、7月）	平成28年5月：土砂災害対策、浸水被害への対応強化等
平成28年（5月）	平成28年（2月、5月）	平成29年5月：道、市町村、防災関係機関の連携・協力強化等
平成30年（6月）	平成29年（4月）	平成30年5月：北海道災害時応援・受援マニュアル、被災者支援の対応力強化等
	平成30年（6月）	令和元年5月：平成30年北海道胆振東部地震災害検証報告を踏まえた修正等
	令和元年（5月）	令和2年12月：感染症対策の観点を取り入れた備蓄整備、避難所運営方針等
	令和2年（5月）	

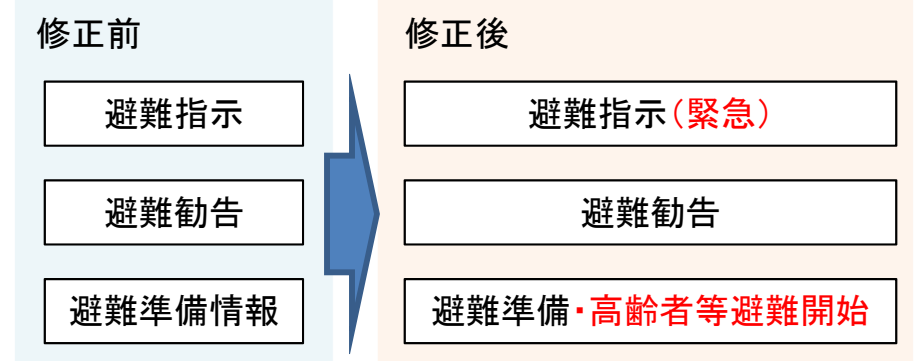
## 2. 災害対策本部の設置基準に関わる修正

- 平成30年北海道胆振東部地震の教訓を踏まえ、災害対策本部設置基準に「大規模停電災害（人命の救助救出案件が多数発生し、被害や停電の影響が拡大し、長期化が予想されるとき）」を追加しました。
- また、風水害及び雪害においては、警報の発表基準をはるかに超え重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に気象庁が発表する「特別警報」を、災害対策本部設置基準に追加しました。

### 3. 避難対策に関わる修正

#### (1) 避難情報の名称変更

- 平成 28 年台風第 10 号による水害により高齢者の被災が相次いだことを受け、高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にするため、内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」が平成29年1月に改訂され、避難情報の名称が変更されたことから、「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」へ、「避難指示」を「避難指示(緊急)」へ修正しました。



#### (2) 警戒レベルと住民等の避難行動等の支援

- 平成30年7月豪雨の教訓に基づき、5段階の「警戒レベル」の運用が開始されたことを踏まえ、町が発令する避難情報等に応じて住民がとるべき行動を明確にしました。

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報 避難情報等	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)		
			洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
			水位情報がある場合	水位情報がない場合	
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報※1 ※1可能な範囲で発令	氾濫発生情報	(大雨特別警報(浸水害))※3	(大雨特別警報(土砂災害))※3
警戒レベル4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	・避難勧告 ・避難指示(緊急)※2 ※2緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布(非常に危険)	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) ・土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)※4
警戒レベル3	高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布(警戒)	・大雨警報(土砂災害) ・土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布(注意)	・土砂災害に関するメッシュ情報(注意)
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	警報級の可能性			

## 4. 指定緊急避難場所、指定避難所の見直し

- 北海道による天野川水系天野川の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等が更新されたことを踏まえ、内閣府の「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」に基づき、災害種別ごとに、避難に適している指定緊急避難場所の見直し、公共施設等の建替えによる指定避難所の追加等を行いました。
- また、災害対策基本法に基づき、指定緊急避難場所と指定避難所の区分を、下記のように明確にしました。

指定緊急避難場所	居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所
指定避難所	避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設 ※「指定緊急避難場所」を兼ねる施設もある。

## 5. 物資及び防災資機材等の充実

- 災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、概ね発災から3日目までに必要な数量を町が備蓄する計画に見直しました。
- また、冬期災害や大規模停電に備え、備蓄品目として、ポータブルストーブの備蓄や非常用発電機の整備を充実する内容に見直しました。

## 6. 現状に即した通信手段の確保、情報提供手段の充実

- 避難勧告等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）のほか、北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図るように見直しました。

# 上ノ国町水防計画〔令和2年度〕の改正について（見直しのポイント）

## 《修正の目的》

上ノ国町水防計画は、前回の改訂（平成26年度）から6年が経過し、上位計画の道においては随時計画が見直されており、最新のものでは「令和2年度北海道水防計画」が公表され、本町においても減災に係る取組等を反映させた修正を行うものです。

## 1. 天野川水位観測所の基準水位の見直し

- 北海道による基準水位の見直しにより、水防計画内の天野川の基準水位にかか  
る記述を修正しました。

	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
旧	2.44m	3.54m	4.21m	4.78m
新	2.53m	3.67m	4.68m	4.96m

## 2. 大雨警報・洪水警報を補足する情報の追加

- 注意報、警報、特別警報を補足する情報として気象庁が発表する「土砂災害警戒判定メッシュ情報」  
「大雨警報（浸水害）の危険度分布」  
「洪水警報の危険度分布」  
「流域雨量指数の予測値」に関する概要を追加しました。

## 3. 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設の見直し

- 北海道が管理する天野川水系天野川の洪水浸水想定区域図が平成31年3月に更新されたため、要配慮者利用施設の時点修正とともに、洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設の見直しを行いました。

## 4. 大規模氾濫減災協議会に関する記述の追加

- 北海道水防計画の改正等に伴い、水防組織における大規模氾濫減災協議会について、北海道水防計画に合わせ新設しました。

